

富士市事前都市復興計画策定に係る「第4回市民懇話会」 議事録

■開催日等

- ・日時：平成27年6月12日（金） 15：00～17：00
- ・場所：富士市役所 9階 第二委員会室

■出席者

- ・学識経験者 池田 浩敬 （常葉大学 社会環境学部 教授）
- ・各種関係団体の代表者 杉山 るみ （富士市建築士会 会長）
- ・ " 清水 和広 （富士商工会議所 事務局長）
- ・ " 松野 俊一 （富士市町内会連合会 副会長）
- ・ " 池野 裕介 （静岡県土地家屋調査士会富士支部 理事）
- ・ " 遠藤 典生 （富士市建設業組合 副組合長）
- ・ " 渡邊 雅子 （富士市地域防災指導員会 副会長）
- ・ " 竹村 健二 （富士市NPO協議会 監事）
- ・ " 赤堀 美枝子 （女性ネットワーク富士 副会長）
- ・市民代表者 齊藤 貴宣 （市民公募）
- ・ " 眞山 美知代 （市民公募）
- ・関係行政機関の職員 佐野 暁義 （静岡県都市計画課施設計画班 主査）代理
- ・ " 黒田 健嗣 （静岡県危機政策課危機専門監）

※静岡県はオブザーバーとしての参画

■事務局

- ・都市整備部都市計画課 渡辺課長、鈴木統括主幹、野毛主幹、道倉上席主事
- ・総務部防災危機管理課 勝亦上席主事
- ・昭和株式会社 都市調査室 恒藤、上坂、石田

■次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 「復興ビジョン編（案）について」
 - (2) 「復興プロセス編（素案）について」
- 3 その他
- 4 閉会

■配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 富士市事前都市復興計画－復興ビジョン編－（案）
- ・ 富士市事前都市復興計画－復興プロセス編－（素案）

■議事録

1 開会

都市計画課 鈴木統括主幹

みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今より富士市事前都市復興計画策定に係る第4回市民懇話会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただき有難うございます。

本会議の事務局を務めます、都市計画課の鈴木と申します。よろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、都市計画課長の渡辺よりご挨拶を申し上げます。

都市計画課 渡辺課長

みなさん、こんにちは。4月から都市計画課長をやらせていただいております、渡辺です。よろしく願いいたします。本日はお忙しい中、事前都市復興計画策定に係る市民懇話会にご出席いただきまして、有難うございます。昨年度は、3回の市民懇話会を開催いたしまして、復興まちづくりの目標や基本方針等を示した、復興ビジョン編についてご意見をいただきました。今年度は主に復興まちづくりの進め方を示した、復興プロセス編について、ご意見をいただきたいと思っております。本年度も、本日を含めまして、3回の開催を予定しておりますので、みなさまにつきましては、様々な角度から、忌憚のないご意見をいただけますよう、お願いをいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

都市計画課 鈴木統括主幹

はじめに、資料の確認をお願いいたします。本日の資料は全て、事前に配布しております、次第、委員一覧、富士市事前都市復興計画－復興ビジョン編－（案）、富士市事前都市復興計画－復興プロセス編－（素案）でございます。不足のある方がいらっしゃいましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

2 議事

都市計画課 鈴木統括主幹

それでは、次第に沿いまして、ここからは議事に入りますので、座長の池田先生に進行の方をよろしく願いいたします。

座長（池田委員）

みなさん、こんにちは。今年度の第1回目ということで、昨年度に引き続きよろしく願いいたします。それでは、議事に入りたいと思います。まずは復興ビジョン編（案）

について事務局よりご説明をお願いいたします。

(1) 復興ビジョン編（案）について

都市計画課 道倉 首席主事

都市計画課の道倉です。よろしくお願いいたします。

それでは、(1)「復興ビジョン編（案）について」ご説明させていただきます。

説明は、事前にお渡ししておりますA4冊子で、表題が「富士市事前都市復興計画－復興ビジョン編－（案）」と記載されておりますこちらの資料を使ってご説明させていただきますので、ご用意のほど、よろしくお願いいたします。

また、3月に実施しました第3回市民懇話会において、素案の説明をしておりますので、本日は時間の都合上、前回の市民懇話会から修正した主な箇所のみをご説明いたします。

ここからは座って失礼いたします。

それでは資料の2ページをご覧ください。

(4) 計画の位置づけの2項目、発災後策定する復興計画は、の部分でございますが、前回は本計画を踏襲するとしていたものを、本計画を踏襲ではなく、発災後のたたき台とするという意味から、本計画をふまえると修正しました。

5ページをご覧ください。

1 事前都市復興計画の構成ですが、後ほど説明いたしますが、復興ビジョン編の構成に「事前都市復興計画の運用」という項目を追加しました。また、こちらは議事の(2)で説明いたしますが、復興プロセス編の構成も今回作成した復興プロセス編の素案に合わせ、修正しました。

11ページをご覧ください。

富士市の現状等の(3) 発災時における将来都市構造への影響ですが、タイトルにつきまして、前回は将来都市構造だけであったものを、記載している内容と整合をはかるため、発災時における将来都市構造への影響と修正しました。

22ページをご覧ください。

4 復興まちづくりの基本理念の視点1 持続可能なまちづくりについてですが、説明文の3行目に、都市機能の集約を図る等により、コストを落としながらもサービスの質は維持するという文言を追加しています。

23ページをご覧ください。

5 復興まちづくりの目標及び基本方針の（1）市街地の復興ですが、目標達成のための基本方針の方針2段階的な市街地復興について、説明文の2行目、本格復興を見据えての後の部分につきまして、今回は時限的市街地の形成を図るとしていたのですが、前回の懇話会でもご指摘いただきましたとおり、時限的市街地というのは東京都の考え方で、仮設住宅や仮設店舗等により一体的な仮設の市街地を形成するというものであり、富士市では、一体的な仮設の市街地を形成することは考えにくく、個別に仮設商店街や仮設住宅を整備することが現実的ですので、時限的市街地の形成ではなく、仮設住宅の整備等に配慮するなどという表現に修正しました。

24 ページをご覧ください。

復興地区区分の考え方の復興重点地区について、説明文の1行目の最後から2行目にかけてですが、様々な都市活動や生活を担う市街地として、の後に続く部分として、今回は震災復興再開発事業や震災復興土地区画整理事業等の面的整備を図る等としていたのですが、こちらも前回の懇話会でご指摘いただきましたとおり、阪神大震災や東日本大震災において土地区画整理事業が必ずしも上手くいっていないことや、本市では、市街地全体が一体的に被災するというよりも、被災していない建物が残存する可能性等もあることなどから、震災復興再開発事業や土地区画整理事業という表現から、まちなか居住等につながる弾力的な市街地開発事業等、という表現に修正しました。

25 ページをご覧ください。

今説明したことに併せて、復興地区区分を例えると、の復興重点地区の説明について、今回は区画整理事業等により市街地整備を推進するというものだったものを、弾力的な市街地開発事業等により市街地整備を推進するとしています。

26 ページをご覧ください。

（2）住環境の復興について、目標達成のための基本方針について、今回は4つの方針だったものを、公共交通の記載が必要であるとのご意見をいただき、方針5として公共交通機能の早期回復を追加し、地域内・地域間の移動手段確保のため、事業者等と連携し公共交通機能の早期回復を図るとしています。

27 ページをご覧ください。

それと併せて想定される主な取組として、公共交通機能の早期回復の項目を追加し、官民協働による地域公共交通の再構築としています。

32 ページをご覧ください。

6 事前都市復興計画の運用として、さきほど計画の構成で説明したとおり、追加した

ページとなります。本計画を実行性にあるものとしていくため、内容については適宜見直しを図ることが重要です。そのため計画の見直しについて、都市計画マスタープランの改定や防災対策の推進、被害想定の変更等に伴い、計画の改定を実施するとしています。

簡単ではございますが、復興ビジョン編（案）の説明は以上でございます。
よろしく願いいたします。

座長（池田委員）

有難うございます。復興ビジョンについてご説明いただきましたけれども、これについてご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

みなさんが考えている間に、私の方から意見があります。2ページのところで「踏襲する」を「ふまえる」に変えたということで、発災後に住民との合意形成を図る必要があることから、踏襲では強すぎるため、ふまえるに変更されたことと、最後の部分でこの計画は随時見直しをしていくということを追加されたことは良いと思います。細かい点で気になったことが、18ページで、「発災時における将来都市構造への影響」という項目の中の2番目が、「多数存在する都市計画道路の未整備区間」となっています。表現の問題ですが、タイトルとその下の項目が一致していないように感じるため、「都市計画道路の未整備区間における移動経路の分断」などに変更したらどうかと思います。それから、23ページの「本格復興を見据えた段階的な市街地の復興」で、「仮設住宅や仮設事業所の整備等」にするなど、住宅以外も記載すべきだと思います。

黒田委員

26、27ページで、「公共交通機能の早期回復」を前回の懇話会を踏まえて追加されたということですが、前回のご意見は、交通環境、交通インフラの視点を追加した方が良い、という意見だったと私は捉えていて、公共交通では狭くしすぎているのではないかと感じます。ここでの公共交通とは、電車やバスなどに絞られているのでしょうか。

都市計画課 道倉 首席主事

前回のご意見をいただいた時に、例示としてバスなどについて、仮設住宅を建設する際にも移動手段として大事であるというご意見をいただいておりますので、それも踏まえまして、公共交通機能の早期回復としております。交通インフラについては、どちらかという市街地の復興の「方針3まちの骨格となる都市計画道路の整備」の方に入るのではないかと考えております。

座長（池田委員）

24 ページの復興重点地区の中の、「弾力的な市街地開発事業の実施」とありますが、土地区画整理事業や市街地再開発事業だけではないという意味で書かれているとすると、市街地開発事業は細かく言うと、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業があるので、委員のみなさんは分かりますか。

都市計画課 野毛主幹

資料編に入れるか今後検討しますが、追加で別紙の資料があります。

都市計画課 道倉上席主事

弾力的な市街地開発事業等について、追加の説明をいたします。こちらは最終的には資料編の中に記載することを検討しています。

まず、（１）過去の震災復興を踏襲するリスクということで、土地区画整理事業につきましては、メリットデメリットがございます。特にデメリットの部分で、完了までに時間がかかる、事業費が高いなどがありまして、復興重点地区は、本来は復興を早期に推進する地区ではございますが、土地区画整理事業で進めていくと、復興重点地区なのに復興が一番遅い、というような事態になることも考えられます。そういったこともありまして、（２）弾力的な市街地開発事業の進め方、を紹介しています。あくまでも参考事例ですが、例えば被災した住民や事業者のうち、どうしても外に出て行きたい、という方もいらっしゃいますので、そういった方の土地を買い上げる。そういった中で、一定規模の空地を確保するために、被災していない土地であっても、①で買収した土地と交換等を行い、出来る限り空地の集約化を図っていきます。集約した空地に、まちなか居住を促進するためのマンション等を建設して、市外や郊外からまちなかに住みたいという方を誘導する。その他に、まちなかに点在する中規模な空地がありましたら、医療・福祉・商業など、居住を支援する都市機能を誘導していく、こういった手法が取れば良いのかなと考えております。この目的としましては、被災前からのまちなか居住者や商業施設の自力再建は妨げないが、郊外や市外等からのまちなかへの移転を促進する、こういった弾力的な市街地開発事業を富士市では考えていきたいと思っております。

座長（池田委員）

ありがとうございます。すなわち市街地開発事業とは、6つの事業を総称しているのではなく、一般的な市街地を開発するという意味で、それを弾力的に、市民ニーズに合わせて、必ずしも土地区画整理事業だけではない、という意味で使っているということでしょうか。

都市計画課 道倉 首席主事

そういうことです。

座長（池田委員）

こちらはアスタリスクなどつけて、説明を加えた方が良いかと思えます。

もう一点ありまして、復興重点地区は「行政が主体となって重点的に復興を推進する」とあり、これが間違っているとは言いませんが、次の復興推進地区では、「住民・事業者・行政の協働により復興を推進する地区」とされており、これが少し引っかかります。復興重点地区は行政がやるが、復興推進地区くらいになったら協働でやりましょうか、という意味に捉えられかねない。しかし、東京都のマニュアルでもそうですが、復興重点地区こそ協働で進めていかなければならない、とされています。これは行政が地域での検討組織の形成を積極的に働きかけて、協働でやっていくという地区が重点地区にあたります。それに対して、復興推進地区も、復興促進地区も協働で進めていきますが、それはあくまでも住民発意があったときには、行政はお手伝いしますよ、という違いです。この表現ですと、復興重点地区は行政がやるから住民の参画はいいです、復興推進地区になって初めて協働でやっていこうか、といった感じに読めてしまうので、表現を変えた方が良いのでは、と感じました。

都市計画課 道倉 首席主事

この部分につきましては、おっしゃる通りですので、書き方を検討させていただきたいと思えます。

都市計画課 野毛 主幹

事務局としましては、市民・事業者・行政の協働による復興というのは、全ての事項にかかることという大前提があったのですが、表現を検討したいと思います。

池野委員

今のところに関連して、復興重点地区のところ、これまでの経緯の中で、こういうところが重点的に被災することがあぶり出されてきて、そこに、文章のとおり行政が主体となって復興を進めていくとあるのですが、18ページの震災の教訓のところ、「地籍調査の未完了に伴う復興事業の遅れ」があります。復興重点地区で行政が主体となってやりたいのであれば、復興を進めるにあたって、境界の問題が出てくるのが分かっています。事前に復興重点地区を想定しているのであれば、そこに集中して予算等も入れて、今できることとして、境界の確認を進めていくことも必要ではないかという意見です。制度として、国土調査以外にも、地籍整備型土地区画整理事業という事業もあり

ますので、境界の紛争が起こりそうなところでは、そういった制度もうまく利用して、分かっているのであれば、そういったところを重点的に進めていくべきではないかと思えます。

座長（池田委員）

今のような話は、まさにその通りだと思うのですが、どこに入れていきましょうか。

都市計画課 野毛主幹

地籍調査につきましては、現在は津波被害が想定される海岸沿いの地域を優先的に進めています。ただ、おっしゃるとおり、復興重点地区の地籍調査が行われていないということは、復興に遅れが生じることがございますので、庁内の関係課も集まった中で連絡会議を設けておりますので、そこで検討させていただきます。計画書では、ビジョン編よりもプロセス編の方の範疇になるかもしれませんが、記載方法については検討したいと思います。

座長（池田委員）

プロセス編の事前対策の部分に、これをやっておくべきということを入れるという事ですね。何らかの形で入れていただきたいと思えます。

齊藤委員

26 ページの方針5 公共交通機能の早期回復の部分ですが、先ほど黒田委員がご指摘されましたが、ここの言い回しですが、公共交通機能とはどういったものを指すのかなと思えます。住民の目線からでは分かりにくいので、交通網の復旧とした方がもう少し幅広い意味となり、良いと思えます。東日本大震災の1年3ヶ月後の状況のデータの報告書があり、住民の復興ニーズというものが羅列されていまして、その中には、住環境や交通網の復旧、教育・医療・介護環境の整備に関するものが、住民の復興ニーズとして高いということが書かれておまして、交通網の復旧となっておりますので、幅広く書かれております。市民・事業者・行政の協働によるものを作るのであれば、交通網の方が良いように思えます。

都市計画課 道倉上席主事

すぐに答えが出ない部分もございますので、検討させていただきます。齊藤委員のおっしゃるとおり、公共交通だけではない部分も重要だとは認識しております。ただ、住環境として、交通網と入れるのか、ということもございますので、産業の復興としての交通網もありますし、市街地の復興としての交通網もありますので、どういった書き方が良いのか、少し検討させていただいて、ご意見を反映した形でお示しできればと思い

ます。

座長（池田委員）

もともと富士市では公共交通に頼っているというイメージがないので、それだけが復旧されても、という思いがあるのでしょうか。記載方法についてはご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。今日はこの後にプロセス編が初めて出てきますので、そちらについてもご意見をいただきたいのでそろそろ次の議題にいきたいのですが、最後にこれだけは、という意見があればどうぞ。こちらのビジョン編につきましては、昨年度からご検討いただき、本日もいろいろとご意見をいただきまして、それをまた反映して、とりまとめていただければと思います。後でプロセス編を議論している時に思い出すことがあれば、その時にもご意見をいただければと思います。

それでは続きまして、議事（２）復興プロセス編に移ります。事務局から、復興プロセス編（素案）のご説明をお願いいたします。

（２）復興プロセス編（素案）について

都市計画課 道倉上席主事

それでは、議事の（２）復興プロセス編（素案）についてご説明いたします。

説明は事前にお配りしております、A4冊子で表題が「富士市事前都市復興計画復興プロセス編（素案）」と記載されていますこちらの資料を使って説明させていただきますので、お手元にご用意をお願いいたします。なお、時間の関係上、全てを説明することは難しいため、一部を省略させていただきますけれども、それでも概ね35分程度の説明となりますので、ご了承いただければと思います。よろしくをお願いいたします。それでは座って失礼いたします。

表紙を一枚めくっていただき、目次をご覧ください。

復興プロセス編の構成としましては、1復興まちづくりのながれ、2市民・事業者・行政の役割、3地域の強みや震災の教訓を活かした復興プロセス、4分野別の復興プロセス、5協働による復興まちづくりの推進としています。

それではそれぞれの項目について、具体的に説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

1復興まちづくりのながれです。（1）復興まちづくりのステップとして、本格的な復興までには多大な時間を要するため、時間的経過にともなう4つのステップを設定し、復興まちづくりを進めていくとしています。

まず、発災から概ね2ヶ月までを応急期とし、全体の概況としては、被災後の混乱の

中、避難所等での一時的に不自由な生活を経て、仮設住宅等への入居が始まる時期であり、復興まちづくりとしては、応急的な生活の場を確保するため避難所の設置や仮設住宅の整備等が進められる時期としています。

次に2ヶ月～6ヶ月までを復旧期とし、仮設住宅等での生活が始まり、仮設店舗等の営業も本格化する時期であり、復興まちづくりとしては、日常的な生活を確保するため仮設店舗等の設置や道路の整備等が進められる時期としています。

次に6ヶ月～2年までを復興期とし、仮設住宅等から、恒久的な住まい等の再建が本格化する時期であり、復興まちづくりとしては、恒久的な生活の場を確保するため、生活再建支援など復興事業が進められる時期としています。

最後に2年以降を本格復興期とし、仮設住宅等の撤去が始まる時期であり、復興まちづくりとしては復興事業と併せて一般施策を展開し、都市の将来像の実現に向けた取組が進められる時期としています。

2ページをご覧ください。

(2) 復興までの一般的な経過として、もちろん、被災状況やまちづくりの熟度等により復興までの経過は異なりますが、ここでは、過去の震災等における発災から復興までの一般的な経過を今説明した4つのステップを基に更に少し時間を区切って示しています。

まず応急期についてですが、発災から3日目までは救助活動として、人命救助や避難所の設置が行われます。

次に3日目～2週間目までの間を避難生活として、自宅を失った方の避難所の生活はもちろんのこと、ボランティアや救援物資の受入れ等が行われます。

次に2週間目～2ヶ月目までの間に、電気・水道等のライフラインの一部復旧や早いところでは、仮設住宅の入居等が始まります。

続いて復旧期ですが、4ヶ月目までの間に仮設住宅での生活が始まるとともに、被害が小さかった地域等では、自力再建が始まります。またこの時期になりますと、行政による復興計画の策定や教育活動が本格的に再開するほか、被災者では自立再建と自立困難の二極化が進みます。

次に6ヶ月目までの間に、ライフラインが概ね復旧するほか、被災直後の混乱からこの時期になりますと住む場所等が確保されるなど、生活が少し落ち着くため、復興への関心が高まるとともに、雇用・経済問題が表面化し、今後の生活に不安を覚える方が増える時期となります。

続いて、復興期ですが、6ヶ月～1年目の間に行政による復興事業や施策が開始されるとともに、NPO等のまちづくり活動が活発化する時期となります。

次に1年～2年目までの間に、復興事業や施策が本格化し、この時期になりますと自宅等の再建が本格化するとともに工場等の本格的な操業も開始されます。また発災か

ら1年が経ちますと、他自治体の状況やテレビ新聞等の報道等により、住民の復興に対する意向も変化する時期となります。

最後に本格復興期として2年目以降ですが、住民の意向の変化や復興まちづくりの状況等の変化に応じて、復興事業や施策を修正・改善する時期であるとともに、一般施策の展開も始まります。

ここまでが復興まちづくりのながれでございます。

3ページをご覧ください。

2 市民・事業者・行政の役割です。復興ビジョン編でも言及しておりますが、復興まちづくりを進めていくためには、市民・事業者・行政が役割を理解し、連携していくことが重要となります。ここでは、自助・共助・公助の考え方を基に、それぞれの主な役割等を示しています。

まず、(1) 市民の役割(自助)として、発災前から発災後の各ステップにおける市民が自助として担う役割ですが、平常時は、自宅の耐震化や家具の転倒防止、備蓄、家族の避難場所の確認、訓練等の自主防災活動への参加等があります。

次に応急期としては、家族の安否確認や情報の収集、自宅を失った方等については、仮設住宅への入居申し込み等があります。

続いて復旧期では、自宅の再建計画の検討や後ほど説明いたしますが、地域の復興まちづくりを検討する復興まちづくり協議会への参加・協力等があります。

次に復興期では、自宅の再建や地域コミュニティ活動への参加、地域の復興まちづくり事業や活動への参加・協力があります。

最後に本格復興期としては、仮設住宅等からの退去や自宅の再建が困難な方については復興公営住宅等への入居、さらにはまちづくり活動への参加・協力などがあります。

なお、表の右側には吹き出しとして、主な内容についての補足事項を記載しています。

4ページをご覧ください。

(2) 事業者の役割(自助)として、発災前から発災後の各ステップにおける事業者が自助として担う役割ですが、平常時は、事業所の耐震化・設備の転倒防止、事業継続計画(BCP)の作成、防災訓練の実施等があります。

次に応急期としては、従業員の安否確認や事業所・設備等の被害状況の確認等があります。

次に復旧期としては、仮設事業所や仮設店舗等といった応急的な操業環境等の確保、一部事業の再開、事業の再建計画の検討等があります。

次に復興期としては、事業再開のための雇用の確保と本格的な営業・操業等の再開があります。

最期に本格復興期としては、仮設事業所等の撤去や新産業の創造・新分野への進出等

があります。

なお、下段には、被災事業所の事前対策とその効果についての事例を記載しております。

5 ページをご覧ください。

(3) 市民・事業者の役割（共助）として、各ステップにおける市民・事業者が地域として担う役割について示しています。平常時は、防災訓練など自主防災活動の実施や参加、災害時要配慮者の把握、後ほど説明いたしますが、復興まちづくり協議会の準備組織である復興まちづくり準備会の設置・運営、地域コミュニティ活動の実施・参加などがあります。

次に応急期では、人命救助や地域住民の安否確認、避難所の運営・生活の助け合いなどがあります。

次に復旧期では、復興まちづくり体制づくりや地域住民の意向の把握、地域の復興について示した復興まちづくり（案）の作成や地域住民への周知・合意形成などがあります。

次に復興期では、地域コミュニティの強化につながる各種イベント等の実施、復興まちづくり活動の継続的な実施などがあります。

最後に本格復興期としては、時間の経過による住民意向の変化の把握やそれに伴う復興まちづくり（案）の見直しなどがあります。

なお、下段には、市民と事業者の共助の事例を記載しております。

6 ページをご覧ください。

(4) 行政の役割（公助）として、各ステップにおける行政が担う主な役割について示しています。

なお、詳細な内容は復興マニュアル編で示すこととなります。

まず平常時では、公共施設の耐震化や地籍調査の実施、復興まちづくりの事前準備などがあります。

次に応急期では、人命救助や避難所の設置、被害調査、ライフラインの応急復旧、建物の建築を規制する建築制限区域の指定、仮設住宅の整備などがあります。

次に復旧期では、教育・保育施設の復旧・再開、ガレキの処理、復興計画の策定、行政サービスの本格再開などがあります。

次に復興期では、復興事業計画の策定、公営住宅等の整備、雇用対策の実施、各種復興事業の実施などがあります。

最後に本格復興期では、仮設住宅等の撤去や復興計画等の見直し、面的整備の実施や一般施策の展開などがあります。

7 ページをご覧ください。

(5) 自助・共助・公助の連携として、ここまでは市民・事業者・行政の自助・共助・公助としての役割を示してきましたが、復興まちづくりを進めていくためには、まずは自宅の再建など被災者自身が行動する「自助」が基本となります。しかしながら、復興まちづくりの過程では様々な課題が存在するため自助だけでなく、地域の結びつきを活かした共助や自助・共助を支援する公助の取組がバランスよく連携する事が重要となります。

また、自助・共助・公助がバランスよく連携するためには学識者やボランティア等の中間支援組織の協力が重要となります。

なお、ページ中段以降には、東日本大震災の中間支援組織の活動事例について記載しております。

8 ページをご覧ください。

3 地域の強みや震災の教訓を活かした復興プロセスとして、復興まちづくりを着実に進めるための地域の強みや震災の教訓を活かした復興プロセスを示します。

(1) 地域の強みを活かす、ですが、復興プロセスに活かす本市の強みとして、3つあげます。

1つ目が、非常に高い自主防災会の組織率で、本市は防災意識が非常に高いことから、387自治会に対し、388自主防災会が組織されており、これは全国的にみても非常に高い組織率となっています。

2つ目が、まちづくり活動の拠点となる「地区まちづくりセンター」の存在で、本市では概ね小学校区を単位とした全26地区において、自治会を取りまとめる連合会が組織しているとともに、まちづくりの活動の拠点として、全地区に地区まちづくりセンターがあります。

3つ目が、各地区団体を統括する「地区まちづくり協議会」の存在で、各地区団体の連携や協力関係を強化し、地区が一体となったまちづくり活動を推進するため、全26地区に各地区団体を統括する「地区まちづくり協議会」が設置されています。

下の表は、本市のまちづくり活動の事例として、富士市立富士第二小学校における避難所運営訓練の内容を記載しております。

9 ページをご覧ください。

(2) 震災の教訓を活かすとして、復興ビジョン編と併せて「市街地の復興」「住環境の復興」「産業の復興」についての分野別の復興プロセスを示すとともに、復興ビジョン編で示した震災の教訓を活かした復興プロセスとします。

まず、震災の教訓として、地籍調査の未完了に伴う復興事業の遅れにつきましては、市街地の復興において、発災前における地籍調査の計画的な実施を位置づけます。

次に多大な時間を要した合意形成については、市街地の復興において、発災前からの

復興まちづくり計画の素案の作成や復興まちづくり協議会による地域住民の合意形成を位置づけます。

地域コミュニティの維持・困難については、住環境の復興において、地域ごとの仮設住宅の必要戸数を事前に把握することや必要数に応じた仮設住宅の配置の検討、更には地域住民の避難先等を地域で把握することを位置づけます。

避難生活の長期化による健康や教育環境の悪化については、住環境の復興において、避難所生活を短くするため復旧期までに応急仮設住宅への入居や巡回指導の実施を位置づけます。

産業活動の縮小・人手不足の発生については、産業の復興において、BCPの策定や合同就職相談会の実施、行政支援を活用した仮設店舗等の設置や事業の共同化などについて位置づけます。

なお、発災直後の混乱については、本計画の策定及び周知により解決を図るとともに行政の連携不足については、復興マニュアル編において、手続きや連携方策の明確化を図ります。

10 ページをご覧ください。

4分野別の復興プロセスとして、市街地の復興、住環境の復興、産業の復興について、それぞれ具体的な復興プロセスを示します。

(1) 市街地の復興としては、発災後の各ステップにおける市街地の復興プロセスとそれに伴う市民及び事業者の具体的な動きを示します。

まず、市街地の復興プロセスですが、青が市民・事業者の動き、オレンジが行政の動きで、青の市民・事業者の動きを中心に説明しますと、まず避難所等への安全な場所への避難の後、自宅等の被害の確認、自主防災組織で被害状況の集約を図った後、復興準備会や復興まちづくり協議会といった復興まちづくりの体制作りを行い、復興まちづくり協議会が中心となって地域住民の意向把握や復興まちづくり計画案の作成、地域住民の合意形成を図った後、復興事業に伴う地籍調査への協力や復興事業への協力といったプロセスがあります。

11 ページをご覧ください。

市街地の復興に係る市民等の動きとして、10 ページの市民・事業者の各項目についての細かい動きについて、発災前をステップ0、発災後をステップ1から示したものです。

まず、被害の確認として、発災前のステップ0では、災害用伝言ダイヤルの使用訓練や自主防災会の本部設置場所の確認、建物の耐震化など、発災後では、ステップ1として災害用伝言ダイヤル等で家族の安否を確認、ステップ2として自宅の被害状況の確認、ステップ3として、被害状況を自主防災会に報告としています。

次に、自主防災組織で集約では、ステップ0として、情報班の必要人数を確保、地域住民への役割の周知、ステップ1として、被害状況の取りまとめ、ステップ2として、地域を巡回し被害状況の確認、ステップ3として、地区まちづくりセンターへ被害状況の報告としています。

次に、復興まちづくりの体制づくりとしては、ステップ0として、復興準備会の委員案の作成や復興まちづくり協議会の規約案の検討、ステップ1として、復興準備会を組織、ステップ2として、協議会規約案の作成、ステップ3として会員の募集、ステップ4として、専門家の派遣の要請、ステップ5として協議会の設置、ステップ6として報告や周知としています。

次に地域住民の意向把握としては、ステップ0として、地域住民の避難先や災害の際の連絡手段の確認、ステップ1として意向調査の内容や方法の検討、ステップ2として地域住民の避難先の確認、意向調査、ステップ3として地域住民への結果の報告としています。

次に復興まちづくり計画案の作成としては、ステップ0として復興まちづくり訓練を通じた計画素案の作成・共有、ステップ1として、復興まちづくり計画案の作成、ステップ2として住民説明会の開催及び地域住民の合意形成、ステップ3として復興まちづくり計画案を行政に提案としています。

最後に地籍調査への協力としては、ステップ0として、行政による計画的な地籍調査の実施、ステップ1として行政の地籍調査の協力、ステップ2として結果の確認と権利関係の確認としています。

12 ページをご覧ください。

(2) 住環境の復興として、ここでは住宅の復興プロセス、医療・福祉・介護の復興プロセス、教育の復興プロセスの3つから構成しており、それぞれ市民等の具体的な動きを示しています。

まず、住宅の復興プロセスの青の市民事業者についてですが、避難所等への避難、被害確認、自主防災組織で集約までは市街地の復興と同じで、自宅の建て替え等が必要な方については仮設住宅等への入居希望の申し出があり仮設住宅への入居、応急修理で生活可能な方については、応急修理という流れとなります。その後自力再建が可能な方は自宅の再建、困難な方は復興公営住宅等への入居といったプロセスとなります。

13 ページをご覧ください。

住宅の復興に係る市民の動きとして、被害確認と自主防災組織で集約については、11ページの市街地の復興の同様です。

次に応急修理については、ステップ0として、応急修理の要件等の正しい理解、ステップ1として、被害調査完了後、り災証明を取得し自宅の被害判定を確認、ステップ2

として、半壊・半焼の場合は行政による応急修理を市役所に申請、ステップ3として、被害の程度が一部損壊等の場合は、直接業者へ依頼としています。

次に仮設住宅等への入居としては、ステップ0として、自主防災会が中心となり、地域住民の仮設住宅への入居意向を確認、ステップ1として自宅の被害判定を確認、ステップ2として仮設住宅入居の要件を確認、ステップ3として、入居要件を満たす場合は仮設住宅入居の申し出、ステップ4として入居要件を満たさない場合は民間アパートなど一時的な住まいの確保、ステップ5として、地域ごとに行政が確保した仮設住宅への入居、ステップ6として、入居先が決まったら、入居先を自治会等へ報告としています。

次に自宅の再建としては、ステップ0として、被災した場合の再建計画の検討、ステップ1として、自宅の再建計画を検討、ステップ2として、行政からの支援策を活用としています。

最後に復興公営住宅への入居としては、ステップ0として、自主防災会が中心となり、地域住民の公営住宅の入居意向を確認、ステップ1として復興公営住宅の入居要件を確認、ステップ2として入居の申請、ステップ3として地域コミュニティ活動への積極的な参加としています。

14 ページをご覧ください。

医療・福祉・介護の復興プロセスについて、青で示しております主に事業者の動きとなりますが、施設利用者の避難誘導から被害確認・報告、応急修理で使用可能な場合は応急修理・資材設備の確保、改修等が必要な場合は、仮設施設や資材・設備の確保、一部サービスの再開、施設の再建、通常業務の再開といったプロセスとなります。

15 ページをご覧ください。

各項目における具体的な事業者等の動きですが、施設利用者の避難誘導については、ステップ0として、自主防災会と避難誘導等の協力体制の構築、家族への連絡手段や引渡し方法等についての周知、ステップ1として、施設利用者の安全確認、自主防災会との協力による避難誘導、ステップ2として、家族への連絡、ステップ3として、家族への引渡しとしています。

次に、被害確認・報告については、ステップ0として建物の耐震化や設備の固定、ステップ1として施設の被害状況の確認、ステップ2として地区まちづくりセンターへ報告としています。

次に、資材・設備の確保については、ステップ0として、同業者間での応援協定の締結や資材の備蓄、ステップ1として、不足資材や設備の把握、ステップ2として不足資材について業者へ依頼や同業者間での貸借、ステップ3として、行政に依頼としています。

次に仮設施設の確保については、ステップ0として仮設施設の設置場所や代替施設の検討、ステップ1として、同じく仮設施設の設置場所や代替施設の検討、ステップ2として行政からの支援策の活用、ステップ3としてサービス再開時期の報告としています。

最後に施設の再建については、ステップ0、ステップ1として施設の再建計画の検討、ステップ2として行政からの支援策の活用、ステップ3として、通常業務再開時期の報告としています。

16 ページをご覧ください。

教育の復興プロセスについてですが、教育については基本的に市民・事業者というよりも行政の動きとなります。本来であれば復興マニュアル編に記載する内容ではございますが、市民等との共有を図る意味でも、プロセス編に位置づけております。

プロセスについて主な点のみを説明しますと、避難場所として施設の開放の後、被害調査、校舎等の修理や仮設校舎等の確保、教材・教員の確保、一部授業の再開、校舎等の改修・建替、本格的な授業の再開というプロセスとなります。

17 ページをご覧ください。

各項目の具体的な学校の動きについてですが、避難所として施設の開放については、ステップ0として施設の開放の範囲について自主防災会を通じて地域住民に周知、ステップ1として、屋外施設等の開放、ステップ2として優先順位に従い、屋内施設の開放、ステップ3として避難者の受け入れの実施としています。

次に児童・生徒の避難誘導・安否確認等については、ステップ0として、保護者への引渡し訓練の実施、ステップ1として、児童・生徒の避難誘導、ステップ2として、保護者への引渡し、ステップ3として、欠席している児童生徒の安否確認としています。

次に仮設校舎の確保については、ステップ0として、仮設校舎の設置場所や必要数等の検討、ステップ1として、不足している教室等の確認、ステップ2として、仮設校舎の設置場所等の検討、ステップ3として、登下校の支援策の検討、ステップ4として、仮設校舎の設置についての周知としています。

次に教材・教員の確保については、ステップ0として、臨時教員の採用条件等の検討、ステップ1として、不足している教員数の把握、ステップ2として、児童生徒の学用品の確保、ステップ3として臨時教員の採用としています。

最後に児童・生徒の心のケアとして、ステップ0として面談の実施方法等の検討や被災による心身の影響についての教育の実施、ステップ1として、避難場所の巡回及び面談の実施、ステップ2として相談窓口の設置、ステップ3として専門医の派遣としています。

18 ページをご覧ください。

(3) 産業の復興について、ここでは商業及び工業の復興プロセスと農林漁業の復興プロセスの2つから構成し、事業者等の動き等を示しています。

まず、商業・工業の復興プロセスの事業者等の動きですが、まず発災前にBCP（事業継続計画）の策定があり、発災後は被害の確認、従業員の安否確認、商工会議所等への連絡、修理で使用可能な場合は応急修理、改修等が必要な場合は、仮設事業所等の確保、仮営業の再開、雇用の確保、事業所等の再建、本格的な営業再開、仮設事業所等の撤去、新産業の創造等といったプロセスとなります。

19 ページをご覧ください。

事業者等の具体的な動きについてですが、まずBCPの策定については、ステップ0としては、発災を想定したBCPの策定、従業員等への周知、ステップ1として、BCPに基づいた初動対応、ステップ2として、BCPに基づいた生産活動の展開としています。

次に従業員の安否確認については、ステップ0として、安否確認や参集可否の連絡方法の決定、ステップ1として、従業員の安否確認、ステップ2として、参集可能人員の把握としています。

次に被害確認については、ステップ0として、被害調査の実施体制の定めや耐震化等、ステップ1として被害状況の確認、ステップ2として、商工会議所等へ報告としています。

次に仮設事業所等の確保については、ステップ0として、仮設店舗等の設置場所や利用可能な代替施設の把握、ステップ1として、設置場所等の検討、ステップ2として行政からの支援策の活用、ステップ3として、応援職員の派遣依頼、ステップ4として仮営業の再開としています。

次に雇用の確保については、ステップ0として雇用確保の方法の定め、ステップ1として本格営業のための従業員数の検討、ステップ2として、従業員の交通手段の確保、ステップ3として合同就職相談会等の実施としています。

最後に店舗・事業所等の再建としては、ステップ0とステップ1として再建計画の検討、ステップ2として、行政からの支援策の活用、ステップ3として、仮設店舗等の撤去、ステップ4として、新産業の創出等としています。

20 ページをご覧ください。

農林漁業の復興のプロセスの主に従事者の動きとなりますが、被害確認から自力再建可能な場合は機材等の確保、一部操業再開、従事者の確保、自力再建困難な場合は、事業の共同化の検討、事業の共同化ときて、本格的な操業再開、出荷物のブランド化等のプロセスとなります。

21 ページをご覧ください。

農林漁業の復興に係る項目ごとの具体的な従事者の動きですが、まず被害の確認については、ステップ0として、被害状況の報告先や報告の内容を定め、ステップ1として、施設や設備の被害状況の確認、ステップ2として行政へ報告としています。

次に機材等の確保については、ステップ0として同業者間の災害時相互応援協定の締結、ステップ1として不足機材の把握、ステップ2として行政からの支援策の活用、ステップ3として一部操業の再開としています。

次に事業の共同化については、ステップ0として、個人で再建が難しい従事者を把握、ステップ1として事業の共同化にむけた検討組織の設置、ステップ2として、事業計画案の作成、ステップ3として説明会の開催及び参加者の募集、ステップ4として法人化としています。

次に従事者の確保については、ステップ0として雇用確保手段の検討、ステップ1として、必要な従事者数の把握、ステップ2として、合同就職説明会の開催としています。

最後に本格的な操業再開については、ステップ0、ステップ1として再開計画の検討、ステップ2として行政の支援策の活用、ステップ3として、出荷物のブランド化など販売促進の取組実施としています。

ここまでが分野別の復興プロセスとなります。

22 ページをご覧ください。

最後の項目として、5 協働による復興まちづくりの推進です。

(1) 協働による復興まちづくり体制について、特に復興推進地区等では、住民や事業者が中心となり復興まちづくりを進めていくことが重要であり、協働による復興まちづくりを進めるためには住民の意向を集約し、地域の復興まちづくり案等を作成する復興まちづくり協議会等を組織する必要があります。

まず、復興まちづくり準備会についてですが、地区のまちづくり協議会が中心となり、復興まちづくり協議会の規約案の検討や会員の募集等を行うものとしています。

設置時期については、発災前から発災後概ね1ヶ月とし、設置場所は地区まちづくりセンター等、構成メンバーは地区まちづくり協議会などとし、活動内容は協議会の会員募集、規約案の検討、発災前における復興まちづくり訓練の実施としています。

次に、復興まちづくり協議会についてですが、設置時期としては、発災後概ね1ヶ月～、設置場所は地区まちづくりセンター等で、メンバーとしては、地区まちづくり協議会のほか、商店会や事業者、被災住民、中間支援組織とし、主な活動内容としては、地区住民への情報提供、意向把握、復興まちづくりの範囲の設定、復興まちづくり案の作成・周知・合意形成、行政への提案としています。

23 ページをご覧ください。

行政の支援・対応として、各地区のまちづくりセンター会議室といった活動場所の提供や、復興まちづくりコーディネーターの派遣、更には復興まちづくり協議会の対応窓口の一本化を図るとしています。

その下には、東日本大震災における石巻市のまちづくり組織の事例とさらにその下に復興まちづくり協議会ができないと、ということに記載しております。

24 ページをご覧ください。

(2) 復興まちづくりの意識向上として、平常時から復興まちづくりに対する市民・事業者・行政の意識の向上を図るため、復興まちづくり訓練と復興まちづくり講座を実施するとしています。

まず、復興まちづくり訓練ですが、「自分達のまちが被災したら、復興をどう進めるか」について、発災前から市民・事業者・行政が協働で考える取組で、復興を模擬体験する訓練となります。一般的な訓練のながれを記載しておりますが、本年度は富士駅北口周辺地区で、6月25日から4回にかけて実施することとなっています。

次に復興まちづくり講座についてですが、本計画の内容等について、市民に広く周知を図るため、防災危機管理課で実施している防災講座やその他各種会合等と併せて実施するとしています。

長くなりましたが、以上が復興プロセス編（素案）の説明となります。

よろしく願いいたします。

座長（池田委員）

何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

杉山委員

最後のところの、復興まちづくり協議会というものが非常に重要な役割を持つと思います。その中でコーディネーターが必要になると思うのですが、コーディネーターの育成についてはどのように考えているのでしょうか。

都市計画課 道倉 上席主事

明確にどうしたら良いかということは記載できていないのですが、現在、復興ビジョン編、プロセス編の中で、中間支援組織との協力が必要であるということなどを述べております。今後は、例えば静岡市等ではコンサルタントと協定を結んでいるなど、ほかの自治体の事例も参考にしながら、どういったことができるのかについて検討していきます。是非、建築士会の方でも、ご協力をいただきたいと思いますと考えております。

杉山委員

防災危機管理課で、災害図上訓練 DIG というセミナーを実施されており、大変良い活動だと思いますので、もっともっと PR してもらいたいと思いますし、その中でもコーディネーターが育つような活動をしていただければと思います。

座長（池田委員）

まちづくりに関わっていく人材としては、その活動に長期間携わらなければなりませんので、専門家や中間支援組織の意味合いではないかと思えます。

杉山委員

少し勉強すれば、いくつもあるまちづくりセンターにコーディネーターを派遣する必要がある中で、建築士会でもそのような意識は持ちたいと考えており、何らかのお手伝いができるような、そんな人材を育てていけるようにしたいと考えています。

遠藤委員

富士市建設業組合の遠藤です。2 ページを見ていただきたいのですが、私は今建設業協会の災害対策委員長もやっています、現在、静岡県東部の危機管理部と国交省とで道路啓開、災害の救助のために道路を広げるという仕事の検討をしています。国交省も県も、まずは道路啓開をしないと被害者も救えないし、それから救助物資も運べないし、ということで、発災後 1 週間のうちに道路啓開を実施する予定ですが、どの道路を、どの地域の業者ががれきを撤去したり、倒れた家を撤去したり、事前に市が建設業組合などと、ある程度の方針を作っておけば、発災後すぐに決まった業者が道路を啓開することができます。重要なことですので、国交省も県も、昨年の 12 月から 1 月、2 月とやってきており、今年度中に東部では作成するとしています。富士市もそれに参加はしているのですが、富士市と富士市建設業組合が独自に検討し、国交省、県、市との棲み分けができれば、道路啓開がスムーズにできると思いますので、それをどこかに入れていただければと思います。

座長（池田委員）

計画の中でも棲み分けが必要となっていて、行政しかない項目もあり、もしこれを載せるのであれば、先ほどおっしゃられた通り、全ての復興計画を載せなければならなりません。要するに一般市民とか、事業者とかに出す復興プロセス編の中に、どこまでを載せるのかの棲み分けをしっかりとするとともに、これからつくるマニュアル編には何を載せるのかを併せてご説明しないと、交通整理が大変なことになるのではないかという気がします。

都市計画課 野毛主幹

計画書でまとめた際に、どういう構成になるのか分かりませんが、今ビジョン編の中で、ビジョン編、プロセス編、マニュアル編を総称して、事前都市復興計画となりますと、このような構成をしておりますので、冒頭部分でマニュアル編はこういうものだと言っております。ページが飛びますと、その認識も飛んでしまうことがありますので、整理させていただければと思います。

黒田委員

最初の説明で気になったのは、分野別にプロセスを整理されているのですが、市民の動き、事業者の動きとありますが、行政の動きの中でここにはないものは、マニュアル編の中で記載があるということですか。

都市計画課 野毛主幹

はい。

黒田委員

ただ、住民等がこういうことをやるんですよ、という時に、そのステップごとで行政は何をやってくれるのかが見えない形になっています。

座長（池田委員）

私もそう思います。徹底的にそこが抜けているから分からなくなっています。これは地域協働と言いながら、全く地域協働になっていません。例えば10ページで、「復興まちづくりの体制づくり」とありますが、この住民の動きに対して、行政からの働きかけが全くなく、勝手につくってくれ、という状態になっています。例えば中間支援組織の言葉の説明は出てきますが、先ほど杉山委員がおっしゃったように、それに対して行政は何をどのようにやってくれるのかということが全く書かれていません。例えば東京都の計画を見ると、行政はこういった支援をします、支援メニューが全部あって、住民の方々も事業者の方も、こうやって復興する中で、行政の支援がここと、ここと、ここに入ってくるから、みなさんうまくそれを活用しながら復興してください、というプロセス編となっています。この計画の書き方では、あなたはこれをやりなさい、あれをやりなさい、行政は知りませんから勝手にやりなさい、というように見えます。例えば住民が意向調査をして、復興まちづくり計画案を作成して、行政に提案するなんていうことは、ほとんど不可能なことです。このマニュアルの通り住民がやったとして、組織をつくりました、ここには専門家などは全く入っていないわけです。その中で意向調査をして、復興まちづくり計画案を作成して、行政に提案するなんていうことは、住民がこの通りやろうとしたら絶対に不可能です。協働ということは、計画の後ろの方にと

ってつけたように、地域協働でやる、ということだけが書かれています。だからプロセス編になっていません。黒田委員がおっしゃった通り、行政がどういった支援を持っています、だから住民たちはこれをうまく使って、こうやってこういうプロセスでやってください、という話をしていかないと、地域協働復興になりません。中間支援組織についても、こういったものが中間支援組織です、といているけれども、それをいつだれがどうやってカップリングしてくれるのかとか、だれかが派遣してくれるのかとか、自分で全国まわって探しに行かなければならないのかとか、そういうことが全く載っていません。意向調査については、住民に意向調査をやるようにマニュアル編に書くこと自体がなかなか難しいと思います。何を意向調査するのか、そういったことは専門家が入ってくれないと難しいことですので、そういったことが抜けているのではないかなと感じます。

都市計画課 道倉 上席主事

ご指摘いただいた内容については、ごもっともですので、構成から検討させていただいて、行政の動きとなっている部分を、どういった支援ができるか、市民が動く際にどういった行政の支援があるかということに記載した構成に変更したいと思います。

座長（池田委員）

せひそうしていただきたい。そうすると、「復興まちづくりの体制づくり」の部分にも行政からの支援があるだろうし、活動の中にも支援があると思います。

渡邊委員

復興プロセスの中で、今おっしゃった通り、動きとかイメージとか、そういったものが、自分たちの中から湧きあがるようなものがこの中に書かれていると、住民からも様々な発想が生まれてくるかもしれません。どうしても紙の上での計画ですから、ある程度知識を持った人でなければ分からないところも多いと感じます。それをどのように伝えていくかということも、もう少し明確にしてほしいと思います。

座長（池田委員）

そうですね。ですから行政が具体的にこうやって支援しますから、みなさんこれに合わせてこれをやってください、ということが分かりやすいと思います。その関係ですと、6ページ目に行政の役割（公助）とあるのですが、公助の項目の中で、〇〇への支援というものがあるはずなのですが、ここで支援という言葉を探すと、「避難所・救護所の設置・運営支援」はあるが、ほかにはありません。そうすると、住民がプロセス編を見て、こうやって、こうやって、こうやっていくんだ、という時に、こんなところにも支援があつて、こんなところにも支援があつて、ということを見つけていきたいと思

うのだが、行政の方では支援にあたるものがここではほとんど出て来ないということが気になりました。

黒田委員

事業者等への啓発の意味もあるということで、お願いなのですが、発災時は事業者の方に、従業員を一時的に社内にとどめておいてほしい、ということを県はお願いしています。要するに帰宅困難者を発生させない、そのために、少なくとも従業員の分の備蓄、サービス業であればお客様なども考えたうえで、必要な備蓄をしていただきたいので、事前の取組などの中に入れていただければと思います。

都市計画課 道倉上席主事

発災前の取組の中に記載したいと思います。

竹村委員

市民の立場からこの計画を見させていただいています。仮に医療・福祉の観点から見ると、応急期に多くの取組が想定されていて、市民活動や産業になってくると、後ろの方の復興期にあるように感じます。最初に先生が言われた、ビジョン編との整合性のような点につきまして、復興の体制とか重点地区とか協働まちづくりとかいう話が、私にも見えていません。これは医療・福祉に関してですが、コーディネーターという言葉が最近よく出てきます。コーディネーターについても、準備ができているところのコーディネーターと、発災した時に誰かがコーディネートしてくれないと、例えば、この産業においても、このシナリオだけ見ていると、協働したり、協同組合をつくったり、といった過程が入っていますが、中小企業については、そのままの形で進めていくシナリオが見えてきます。復興重点地区での協働のまちづくりを聞いて、どのような姿が生まれてくるのか、よく分かりません。農業のように、自発的に自分たちの中にグループをつくるといった形が、中小企業の中でも生まれてくるかもしれません。そういう意味では、それをコーディネートする人達は事態が発生してから仕事をするという専門的な意識の中で、下支えしてくれるコーディネーターも必要ですし、そういう面から言うと、私たち市民の視点で寄り添っていただけるコーディネーターみたいなものも要請していただけるとうれしいと思います。

座長（池田委員）

中間支援組織というと、一般的にまちづくりでは、我々のような都市計画系の人間だけで良いのかというと、それだけでは全然だめで、土地取引の問題とか、まちの復興は産業の復興とからんでくるので、例えば中小企業診断士や、土地取引の関係だと弁護士の方、例えば集団移転した跡地を市が買い上げようとしたら、100年前に仮差し押さえ

がしてあって、公示送達をしなければいけないという話があると、弁護士でないとおえない事態となります。そういった弁護士や行政書士、建築士、土地活用プランナー、中小企業診断士などが集まって、例えば東京では、震災復興まちづくり機構というものがあります。様々な分野の人たちが必要となってくるので、それをどうしていくのかについては、なかなか一筋縄ではいかないので、難しい課題ではありますが、検討していくべきだとは思いますが。

竹村委員

定める範囲はどこまででしょうか。全てやるのはキリがないと思います。

座長（池田委員）

まちづくりを本当に考えるのであれば、全て必要です。とりあえず産業の事はいいか、などとはなかなかいきません。全て完璧なマニュアルがいきなりできるかというところではないかもしれないので、徐々に良い物にしていくということだと思います。

清水委員

18 ページの産業の復興のところ、応急期に、被害状況を商工会議所等へ連絡とあるのですが、安否確認を行政の方に、企業でどのような状況ですよ、ということを報告すれば良いだけのようになっています。商工会議所とすれば、事業所の BCP 策定は今指示をしておりますし、企業がいくら BCP を策定して早く操業しようと思っても、富士地域に限って言えば、工業用水がこなければ操業できないですし、工業用水が来ても、排水路に流せなければ操業できないということもありますので、BCP については、企業だけではなくて、防水や岳南排水路についてもきちんと作成して、相互がマッチしなければ事業は再開できないということもありますので、そのあたりは今後細かく詰めていきたいと考えています。それから、行政の支援、商工会議所の方には市の方からも、あるいは県、日本商工会議所、そのようなところから被害状況の調査が来ることとなりますので、それについては対応しますけれども、震災には国や県などからの様々な公的な制度があるので、それらについては事業所の方にきちんとお伝えして、活用いただけるような段取りをとっておりますので、これをどのようにこの計画の中に盛り込んで、各事業者伝えていったらいいのか、それらは今後協議していきたいと思えます。産業の復興はすぐにはできないかと思えますけれども、できるだけ早く産業が復興すれば、まち自体も復興すると思えますので、この 18、19 ページの内容については今後も詰めていければと思います。また、事業所は建物自体も大きいので、仮に大きな被害が出た際、その処理をどうするかといったことも、できれば事前にある程度大まかな方向性を出せればよいかなと思います。

座長（池田委員）

有難うございます。清水委員からお話があったとおり、黒田委員もおっしゃいましたが、このプロセス編を一般市民に示す目的としては、一つは啓発、一つはPRがあると思います。プロセスの中で、行政はどのような支援があるのかということをお伝えするということがあるので、一つは事業所であればBCPを策定しておいてくれ、という啓発であるとか、備蓄もしておいてくれ、ということであるとか、しかし震災が起こったら行政としてはこのような支援策があるから、プロセスの中でうまく使ってくれ、ということを示すことが大きな目的だと思います。教科書で勉強して試験をやるものではないため、ポイントを押さえた方がよいと思います。19ページの店舗・事業所等の再建で、「行政からの支援策を活用し、・・・」とあるが、これをどう活用できるのか、という具体的なところについて、ある程度しっかり入れていただきたいと思います。それは医療・福祉や農林漁業などの項目でも同じことが言えます。それから、それぞれの業界に言っておきたいこと、これは自分たちでやっておいてほしい、ということを示すものだと思います。

都市計画課 野毛主幹

行政の支援メニューに関してですが、いろいろといただいたご意見を踏まえて、事務局の方で検討していかなければならないのですが、例えばこの支援メニューについても、今回いろいろ例示をしておりますが、これは東日本大震災での交付金の事例を参考にしています。この地ではどのような災害が発生するのか分からない中で、言い方は難しいですが、財政的になかなか市の単費で行えることが限られるので、表現をどうするか、あまり細かく具体的に記載するのが難しい面もあると思います。ある程度の方向性まで、見方によってはある程度ぼやっとしているような表現になってしまうことが予想されます。

座長（池田委員）

それは、市が全部引き受けるのではなくて、それこそ国や県の制度があつて、こんなものがあるというものを参考として書く、ということで良いと思います。

黒田委員

支援メニューになれば、要請するということも考えられると思います。

座長（池田委員）

何でも市でやることは難しいと思いますし、やれることが限られるのも理解できません。

眞山委員

こちらのプロセス編を見ていますと、私は経験をしてきたので、こういうことが言いたいんだな、というのがよく分かるのですが、たぶん経験していない方にとっては、文字を見ただけで、先生がおっしゃったように、教科書をみているような感じにしか受け取れないと思います。ここで何度もお話してきた中でも、みなさんも全部は把握できないのではないかと思います。そういった中で、一般市民の方々には、全く把握できないと思います。いろいろなことを把握してもらうためにはどうしたらよいかと考えたときに、事前のレクチャーしかないと思います。まちづくり協議会があるということですが、私はここに住んで長いものの、地域の様々な活動に入れてもらっているのですが、だれがその組織に入っているのか分かりません。どこの地区でもそんな状況だと思います。そんな中で、災害が発生して、復興まちづくり協議会と言われても、だれがどう動くのかわからないと思いますし、もし地域の中である程度有識者の方が入っているとしても、そういった方は事業所の社長などで、いろいろなところでまた有識者として入っているものです。そうすると、地域のまちづくり協議会のことはだれがやるのか、となると思います。東日本大震災の時には実際そうでした。また、事業所に従業員は駆けつけたりしますが、そうすると地域の中の人たちは年寄りばかり残ってしまう可能性もあります。発災直後はご存じの通り、何も聞こえない、見えない、発信できない中で、事業者は事業のことを考えるし、学校の方は学校のことを考えるし、行政の方は行政のことを考えますので、地域が混乱した空白の中で、まちづくり協議会から復興まちづくり協議会が組織されて、そんな中に地域の人ではない有識者が入ってきて、こうですよ、と言われても、何だか分からない、といったことが起こりうると思います。こういうものができて、みなさんに提示していろいろお話いただくのは良いことだと思いますが、清水委員がおっしゃった通り、職場の中ではこうしていきたいと意識の高い方がたくさんおられるようですけれども、地域のコミュニティの中ではどうなのかな、と思います。面倒でも何度も何度も地域へ行って、準備組織をつくって行って、そのメンバーの中でも、実際の災害の際には職場の復興などで対応できないだろうとか、そういった想定を含めて、手取り足取り作ってあげないと、いざという時に自助も共助もできないように思います。このプロセス編をみて、なんとなくこんな感じかな、とイメージできる人はそうはいないと思います。このマニュアル編やプロセス編は非常に大事なものとして置いておいて、それ以前のところを、いかに市民の中で訓練していくかということが重要であり、それぞれの立場での動き方や、支援策として何が使えるかを把握しておく必要があると思います。そうしないと、先ほど杉山委員がおっしゃったように、いくつもあるまちづくりの中で、コーディネーターとなり得る人がいないと、どうしたら良いか分からなくなってしまうと思います。

座長（池田委員）

そうですね。東京都でも、このマニュアルを作ったときには、マニュアルだけではわからないし、普及しないだろう、ということがありました。しかもその最終的な目的は、これをみなさんが勉強して熟知するというよりは、それぞれの地域組織が事前につくられるということです。組織事前立ち上げの支援組織の一環として、震災復興まちづくり訓練というものをやり始めました。各区で東京都が補助金を出して、その訓練をやる際にこれを教科書として使いましょう。普通こんなものは作っても読まないが、専門家も入って、これはこういうことですよ、ではみなさん、この地区だったらどうしますか、という話をして、そういう復興まちづくり訓練というものをやることによって、やった地区しかわからないじゃないか、ということも始めはありますが、それを一つでも二つでも広げていって、訓練を行うのは、プロセス編には全5回とありますが、5回が難しいなら3回でも良いですし、2回だけしかやらないので、計画の説明だけしかやらなかった地区もありました。そういうように、徐々に徐々に、これを一つのツールとして広めていこう、最終的には、この計画を熟知するのではなく、事前の組織を立ち上げてもらおうということを目的として訓練をして、そのツールとしてこの計画を使うことが計画の位置付けになるのかなと思います。

池野委員

これが都市のBCPだとすれば、それぞれの地域でこれに基づいて訓練を行ったり見直したりして、震災が発生した時には自分たちのまち、地域はどういう風にしようかと考えてもらう最初の道具として使ってもらって、今後変えていけば良いのではないかと思います。

座長（池田委員）

そうですね。作っただけだとあまりわからない、イメージもできない、といったものになってしまうと思います。

松野委員

まちづくり協議会については、各地区で組織されていて、その中で防災関係の、防災指導員も各地区で選出しています。その都度組織をつくるのではなくて、地域の特色あるものについては、地域に考えさせる方がよいと思います。考えさせるきっかけとしてこのようなツールは必要ですが、こうあるべきだ、こうすべきだと、同じような組織をつくらうとするのは、地域が迷惑すると思うし、消化不良になると思います。せっかくまちづくり協議会があるのであれば、その協議会をいかに機能させるか、中には避難所経営マニュアルをつくっている地区もあります。その中ではどういう内容をつくるのか。この人がこの役割と細かく決めてしまうと、その人が実際には生きているのか死ん

でいるのかはわかりません。こういう組織のこの案にはこういう人が来場しますよとか、そういうことまで作っている地域もあります。地域に無理させることはないが、ある程度地域の考え方が盛り込まれるような形にして、しっかりやってくださいよ、という形が良いと思います。資料としては必要だとは思いますが。

座長（池田委員）

組織の立ち上げというのは、立ち上げが必要なところは立ち上げて、既存の組織で十分な地域については、あえて新しく組織をつくることはありません。

日野原委員

阪神大震災と東日本大震災との大きな違いというのが、発災前からまちづくりを議論していた地区については、発災から完了までがスムーズに進んで、そういった組織のなかった東日本が遅かったのは、言われているとおりです。既存のものがある地域は既存の組織を活用していただければ良いと思います。

座長（池田委員）

また少し細かい点について、これまでのご意見と重なることですが、4ページの事業者の役割は、事業者としての事業の復興までの流れとなっていると思いますが、事業者でも、地域コミュニティの一員として復興まちづくりに関わっていくような記載や、応急期においても、事業所も関わっていくといったことがあると良いと思います。それから、12,13ページの住環境の復興プロセスにて、一つ目は公営住宅への一時入居のようなものではありませんか。応急的な住宅の提供の中で、選択肢としてあれば、行政からの支援として入れられるのではないかと思います。それから、マンション再建支援について、阪神大震災の時には問題になったのですが、富士市にどれだけあるのか不明ではありますが、記載の必要はないのでしょうか。また、公営住宅が被災した際の再建の支援とか、東日本大震災では借り上げ仮設が多くあり、あとから見なし仮設といわれた例もありましたが、一般市民が見た際に、そういったことはないのか、という疑問があると思います。住宅に関しては、相談窓口の設置のようなものはないですか。支援を並べれば相談窓口の設置も出てくるかとは思いますが。復興まちづくりに向けて、コミュニティへの配慮をしつつ仮設住宅への入居基準や入居条件などを設定していくという考え方もあると思いました。それから、教育のところは本当に行政の役割だけで、住民が関係ないのであれば、マニュアル編だけでも良いのではないかと思います。最後に22ページで、ビジョン編での同じことを言いましたが、「・・・協働による復興が必要ですが、特に復興推進地区や復興促進地区では・・・」とありますが、復興重点地区ではいらないのか、とってしまう書き方になっているように感じます。それから、「対応窓口の一本化」は、大変重要なことですが、具体的にはどういう風に考えているのでしょうか。

例えば復興局というものを市役所の中につくったとしても、結局その部署が細分化しているの、その話は集団移転ですから、それは公営住宅ですから、それは防潮堤ですから、違います、というように言われてしまうものですが、それが無いということによろしいですか。それとも、その窓口へ行くと、それは何課ですよ、ということをお教えしてくれるところなのか、そこへ行けばワンストップで全て相談に乗ってくれるのか。

都市計画課 野毛主幹

理想はその窓口で解決できることですが、役所の業務はかなり多岐にわたっておりますし、住民の方からの相談もかなり多岐にわたると思いますので、そこ一本で全て解決するということは難しいと思います。ただ、まずは色々な相談事であってもここに来てくださいますよ、という形になるかと思いますが、どのように運用するかは、検討していきたいと思います。

座長（池田委員）

富士市のような大きな都市では、これは不可能かもしれません。大船渡市では、市役所の中に地区担当を設けています。その人が全て答えられるわけではありませんが、ある地区の問題についてはその担当が窓口になる、といった体制をとっています。窓口の一本化はとても良いことですが、とても難しい事ですので、具体的にどうするのか、と思いました。ぜひ残してほしいと思います。

眞山委員

地区まちづくりセンターが地区の窓口となるのではないですか。

都市計画課 道倉上席主事

基本的に、地区のまちづくりはまちづくりセンターが窓口となっていますので、復興の際にもそのような形となると思うのですが、防災の業務はかなり多岐にわたりますので、地区班というものが地区の担当者が1地区20人くらい派遣して、避難所の運営などを行うような班体制をとっております。その中にまちづくりセンターの職員も入っているのですが、復興まちづくりの窓口になれるかという難しい部分もあるかと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

座長（池田委員）

今すぐにご回答いただくのは難しいと思いますので、ご検討いただければと思います。

齊藤委員

事業所と行政の事前の確認といいますか、事業所でよく防災協定を結んでいる所もたくさんあるかと思うのですが、何年前に結んだかということは把握されているのでしょうか。5年も6年も前に結んでいた時に、事業者側はその時の担当者の部署が変わっているなど、引継ぎがしっかりされていない場合があるように思います。その辺の整理はされているのでしょうか。

都市計画課 道倉 首席主事

基本的に、富士市地域防災計画の資料編の中で、協定を結んでいる業者は載っております。1社1社の業者と協定を結ぶというよりも、基本的にはその業者をとりまとめている組合などと結んでいる場合が最も多くなっています。また、一部業者については、毎年の訓練等を通して、ファックスを送受信して情報伝達を実施する、という作業を行っております。

清水委員

先ほどの5ページに関連して、大手の製造業に対して、災害時の対応連絡会という会を設けているのですが、その中で、いざというときには避難所として駐車場を地区に開放します、とか、水を供給しますとか、そういった地域の一員の役割を果たすという確認はしております。先ほど県の方から、備蓄の話がありましたが、備蓄についても、特に大手については、出張で見られる方もおりますので、従業員+ α の備蓄をするということの確認も行っております。ただ、中小企業までは厳しいものがありますが、中小企業でもトイレトペーパーの提供とか、水の供給とか、中には、空があれば独身寮を避難している方の住居として提供しますという申し出をいただいている企業もあります。そういった取組は、今後も続けていきたいと思っております。

座長（池田委員）

実際に、事業所の共助の面で取組がされているということで、どのように計画の中に載せるのか、検討が必要ですが、折角やっていることですので、ある程度入れられればと思います。

竹村委員

感想のようなものになってしまうのですが、今介護保険事業を行ってしまして、最終的な問題に対する事前準備ということで、ある意味似ているところがあるかと思うのですが、体制をどうしていけば良いかという点で、一つは行政からの体操教室などの与えられたメニューのようなものと、もう一つは松野委員がおっしゃられたような地域の主体性をどう育てながら進めていくのかという点で、例えば地域ケア会議というも

のがありますが、難しく進められていない状態です。だからこのような計画を事前に作っておくことが大変意味のあることのように感じてきたのですが、例えば、大雨が降って、ある一つの地域のみ破損してしまった場合どのようにするかを住民主体で考えるなど、ここで扱っているような大きなことではありませんが、その中にコーディネーターの方とかアドバイザーのような方とかがいて、小さなことでも、目の前で起こりそうなことを一生懸命、継続して話し合うことで、こういった大きな話と住民の教育をつなげていくような、距離を縮めていければ良いと思いました。

座長（池田委員）

そういった話し合っていく中で考えていくこともあると思います。今、医療・福祉・介護の話が出ましたが、医療・福祉・介護のこの中身が、どの項目にも言えそうなものになっているように感じます。医療・福祉・介護の独自の流れがあると良いと思います。そのきっかけとなるのが様々な支援メニューだとすれば、医療・福祉・介護の特徴みたいなものも少しは出せるように思います。

池野委員

先ほどの窓口の一本化についてですが、土地の問題にしても、土地の境界、権利、用途地域など、色々な角度から見ると、色々な問題があります。私たちは指導で若手のグループをつくっていて、一つの問題に対して複数の専門家が、様々な方向からアプローチするためのグループができています。行政の知識と、私たちの知識とがうまく活用できる、ワンストップでないと、このような混乱期にそれは市の業務だから、県の業務だから、というのは問題があると思います。非常に難しい業務については、そういう連絡体制みたいなものをもっていければと思います。こういうグループがありますので、うまく活用していただければと思います。

座長（池田委員）

まさにその通りだと思います。先ほど東京都の例を出しましたが、富士市の中にそういった人材や資源が当然あると思いますので、そういう組織や資源を活用していくということが、プロセス編の本来の主旨だと思います。ぜひ活かしていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。これで終わりということではなくて、また修正されたものを確認いただく機会はあると思いますので、次の機会にご意見をいただければと思います。

それでは、これで第4回市民懇話会の議事を終了させていただきたいと思います。ここから先の進行は、事務局にお願いいたします。

4 閉会

都市計画課 鈴木統括主幹

長時間、本当に有難うございました。池田先生、有難うございました。

本日、委員の皆様から様々なご意見をいただき、有難うございます。いただいたご意見につきましては、事務局で検討させていただくほか、庁内の策定委員会で報告させていただきます。それから、今回議論いただきましたこの計画ですが、実際に役立つツールとしていきたいと思っておりますので、プロセス編をまとめていきたいと思っております。またよろしく願いいたします。

最後に事務局からの連絡事項ですが、次回、第4回市民懇話会につきましては、10月頃の開催を予定しております。日程が決まりましたら、改めて文書にて通知させていただきます。ご出席の程、よろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、富士市事前都市復興計画策定に係る「第4回市民懇話会」を終了いたします。皆様、大変お疲れ様でした。有難うございました。

以上